

鳥羽商船高等専門学校と協同海運株式会社との包括連携に関する協定書

独立行政法人国立高等専門学校機構鳥羽商船高等専門学校（以下「甲」という。）と協同海運株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条 （目的）

本協定は、甲及び乙が包括的な連携・協力のもと、各々の人的・知的資源を活用しながら、地域の活性化と人材の育成に寄与することを目的とする。

第2条 （連携・協力の事項）

甲及び乙は、次の事項について連携するものとする。

- (1) 海事産業の発展
- (2) 地域貢献
- (3) 学術的活動
- (4) 人材の交流・育成
- (5) 災害時支援活動への協力
- (6) その他必要と認める事項

第3条 （連携窓口の開示）

本協定の目的が効果的に達成されるよう、相互に連携窓口を定め必要な協議を行うものとする。

第4条 （秘密保持）

甲及び乙は、本協定に基づき実施される連携活動により入手した情報について、相手方の事前の承諾なく第三者に対して開示、漏洩又は本連携目的以外に使用してはならない。

- 2 甲及び乙は本協定が次条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

第5条 （有効期間）

本協定の有効期間は、協定締結日から3年間とする。ただし、甲又は乙のいずれから改廃の申入れがない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

第6条 （協議）

本協定に定めのない事項、又は本協定の条項を運用するにあたり疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通作成し、甲・乙ともに署名の上、各々1通を保有するものとする。

2023年9月7日

三重県鳥羽市池上町1番1号

(甲) 独立行政法人国立高等専門学校機構
鳥羽商船高等専門学校長

三重県四日市市尾上町7番地6

(乙) 協同海運株式会社
代表取締役社長



